

●●●●●● 故郷を・普通の生活を返せ! こどもの未来を奪うな! ●●●●●●

群馬弁護士ニュース NO17 別紙版

弁護士HP 原子力損害賠償群馬弁護士団 検索 クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護士団(団長)鈴木克昌
 【連絡先】〒371-0844
 前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303
 新前橋法律事務所内
 [TEL] 027-251-7871 [FAX] 027-251-7989

【裁判の現状と今後の展望について】

(弁護士事務局長) 関 夕三郎

原告の皆さんと一緒に戦っているこの訴訟も、第一陣(32世帯90名)が平成25年9月1日に提訴してから2年以上が経過しました。

当初は本年9月結審を目標としていたこの訴訟も、本年4月ころから様相がかなり変わり、少なくとも来

年夏ころまでは続きそうな見通しになっています。

原告や支援の皆さんには分かりにくいところもあると思いますので、ここで、裁判の現状と今後の展望について、何点かご説明させていただきたいと思います。



1 原告本人尋問

各世帯から1名の方に出廷していただく方針の下、多くの原告さんにご理解とご協力をいただき、体調の関係で出廷が難しい数世帯を除いて、ほとんどの世帯から代表者の方に証言していただきました。

来年1月8日(金)の期日に2名の方に証言していただく予定となっております、基本的にはそこで原告本人尋問は終了となります(ただし、あと1名、被告側から申請があった原告さんの本人尋問が採用されていますが、この方の尋問をどうするかは現時点では未定です。)



2 専門家の証人尋問

今回の裁判では、なぜこのような原発事故が起こってしまったのか、どうすれば事故の発生を未然に防ぐことができたのかを明らかにすることを目指しています。そのために、私たちの裁判では、原発技術者である佐藤暁さんの証人尋問を行いました。佐藤さんは、原発に関連する様々な専門家の中でも、特に、原発に関する安全管理の世界的な水準について詳しい方であり、**私たちの裁判では、日本の原発の安全管理体制がいかに世界的な水準から遅れていたかを明らかにしました。**世界的には「1万年に1回の確率で起こるかもしれない自然災害にも万全の備えをしなければならない」という理念が当然のものとされていましたが、日本では、字面の体裁だけが整えられていて、福島第一原発については、過去400年程度に発生した津波を「精密」に試算し、それに持ち堪えられれば足りるものとされ、過去1000年程度まで遡るだけで危険水域になることが分かっていたのに、長らくそれが放置されていました。



原発の安全問題で証言された佐藤 暁氏

津波の研究成果については、現在、佐竹健治教授の証人尋問を実施するかが問題となっています。佐竹教授は、既に千葉地方裁判所における原発訴訟で証言台に立たれており、そのときの尋問結果を一言一句書き起こした「証人尋問調書」が私たちの裁判でも証拠として提出されています。佐竹教授は、地震や津波に関する我が国の第一線の研究者の方です。

その研究成果は、原発の安全管理にも適時に取り入れられるべきだったと言えますが、「1万年に1回」という原発の常識を意識することなく得られた研究成果を「1万年に1回」のレベルの安全性が求められる原発に反映させるときに、果たして、どのような苦心や工夫があったのか、あるいは、何もなかったのか、その辺りは是非とも聞いてみたいところです。佐竹教授の証人尋問については、前橋地裁の法廷にお越しいただくのか、それとも、「書面による尋問」という特殊な手続によって証言を得るのか、現在直面している難しい課題となっています。

3 裁判官に福島を見てもらえるのか？

裁判官に福島までご足労いただいて被災地の状況を見てもらうという話は、今年の4月ころに一旦機運が高まり、そこでは実現に至らずに、11月20日に福島地裁で原告さん1名の本人尋問が行われるに当たって、その機会を利用しようということで再び浮上しましたが、また実現には至りませんでした（なお、裁判官の行動を逐一承知しているわけではありませんが、恐らくトンボ返りだったと思われる。）。

しかし、まだ諦めているわけではありません。

国や東京電力も、福島の復興が進んでいることをアピールしたいのであれば、裁判官に福島を見てもらうことに反対する理由はないはずです（東京電力の書面の中に、福島地裁がある中通りだけを見れば足りるかのような記載があったときには、余りの隠蔽体質に虫唾が走りました。）。

次の機会を引き続きうかがいたいと思います。

4 裁判での請求と既払い金の関係

以前、担当弁護士を通じて、東京電力から受領済みの金額とその内訳を確認させていただいたことがありましたが、その後に変動があった方もおられると思いますので、もう一度最終確認をさせていただくことになると思います。

具体的な時期は不明ですが、担当弁護士から連絡がありましたらご協力をお願いいたします。

5 当初の予定より裁判が長引いているのはなぜか

私たちの裁判は、当初、今年9月の結審（結審というのは審理を終了することで、その後に判決宣告となります。結審から判決宣告までは、通常の裁判でも2か月程度は掛かりますので、本件ではそれ以上の期間を要すると見込まれます。）することを目標としていました。そのスケジュールが変わった直接的な切っ掛けは、今年3月に国が異議を申し立ててきたことでした。

ただ、損害賠償を請求する裁判は、相手の「杜撰さ」を証明しただけでは勝てません。「いつ頃の時点で、どのような根拠に基づいて、どういった対策を講ずることが可能だったはずで、それにも関わらずそれをしなかったせいで事故が起こった」ということを証明しなければなりません。今年9月までにその証明を尽くすのは、非常に厳しいものがあつたということも認めざるを得ません。

現状は、まだ、いつ頃結審になるかを申し上げるのは難しい状況です。引き続き、原告の皆さんにはご理解とご協力を、また、支援者の方々にはご支援とご協力をお願いいたします。



裁判後の報告集会。引き続き皆さんのご支援を！